



# 人材確保のための介護報酬の見直し

- 今後の超高齢化社会を支える介護従事者の確保を図るため、人件費の地域差の反映のあり方と介護支援専門員の処遇改善に向けた見直しを行われたい。

【提案・要望先】厚生労働省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 地域の実情を考慮した地域区分の設定

- 介護保険創設以来、公務員の地域手当の設定に準拠している人件費の地域差のあり方についての抜本的な見直し
- 次期介護報酬改定にあたっては、地域区分が1級地でも異なる地域と一つでも隣接していれば特例適用の対象とする見直し

### (2) 介護支援専門員の安定的な確保に向けた処遇改善

- 居宅介護支援の基本報酬の引き上げや処遇改善加算の創設など、介護支援専門員の業務負担に応じた評価と従事者の処遇改善に向けた制度改正の検討

## 2. 提案・要望の理由

- 介護報酬については、平成12年の制度創設時から賃金の地域差を反映するために、公務員の地域手当に準じて市町村ごとに8段階の地域区分を設定し、地域区分ごとの単価（10円～11.4円）を介護サービスごとの単位数に乗じて算定。
- 令和3年度改定において、市町が再度地域区分の選択を行えたことや、同一都道府県内における隣接地域の状況により特例の適用を判断することが可能となった点については前進。しかし、新しい複数隣接ルールは4級地もの差がなければ適用されず、これにより適用を受けられなくなった市町が複数存在。
- 介護支援専門員については、多職種連携によるケアマネジメントの実践がこれまで以上に期待される中で、より高い専門性が求められており、介護保険以外のサービス等の調整、介護離職防止のための相談支援、災害時の被災者支援等、地域を支える担い手として、その役割が年々増加。資格を取得し、法定研修を受講しながら、多様化する業務を担う職責に見合った評価と処遇が必要。
- 居宅介護支援事業所の経営基盤は非常に弱く、経営努力による従事者の処遇改善は困難であることから、介護職員処遇改善加算のような介護支援専門員の処遇に直接反映される加算制度が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 地域の実情に応じた地域区分の見直し

令和3年度

5級地（10%）：大津市、草津市、栗東市

6級地（6%）：彦根市、守山市、甲賀市

7級地（3%）：長浜市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、日野町

級地なし（0%）：近江八幡市、米原市、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

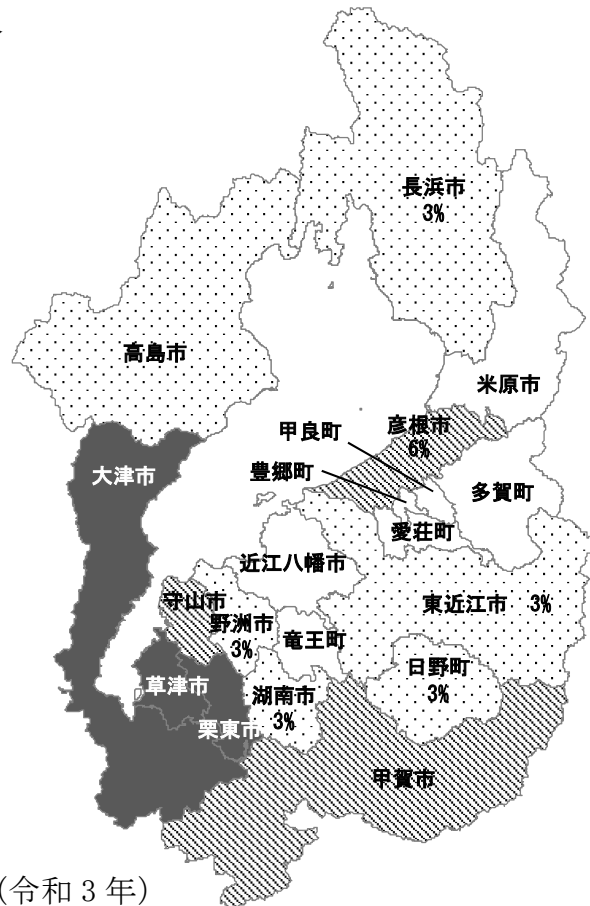
○ 令和3年度介護報酬改定において、地域区分の設定については次の2つの場合に、隣接地域の地域区分のうち最も低い区分までの範囲で見直しが可能とされた。

①完全囲まれルール：当該地域より地域区分が高い地域に全て囲まれている場合

②複数隣接ルール：公務員の地域手当の設定がない（0%）の地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

○ 「複数隣接ルール」について「4級地以上の差」との条件のため、近江八幡市、竜王町、米原市、多賀町は地域区分が高い地域と複数隣接しているものの、級地差が4級地に満たないことから、複数隣接ルールが適用されず、地域バランスを考慮した地域区分の引き上げが行えなかった。

○ 県内の市町や事業者からは、隣接地域とのバランス、公平性確保の観点から、地域区分の見直しや、地域間格差が生じないよう広域的に介護報酬単価を統一する等の中長期的な抜本的是正を求める要望がある。



### (2) 介護支援専門員の状況

○ 本県の介護支援専門員の平均賃金等（令和3年）

	平均月額賃金	平均年齢	平均勤続年数
介護支援専門員	330.4 千円	46.1 歳	10.7 年
全産業	400.3 千円	42.6 歳	12.1 年

〔出典〕賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

※一般労働者（6月分給与の算定期間中に実労働日数が18日以上、1日当たりの平均所定内実労働時間数が5時間以上）について集計したもの。賃金には、賞与1/12を含む。

担当：健康医療福祉部医療福祉推進企画係／介護・福祉人材確保係  
TEL 077-528-3520／077-528-3597